

## 秋田県後期高齢者医療広域連合告示第8号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月23日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」という。）の次に「第23条の規定に基づき、条例」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「第18条」の次に「及び条例附則第47条」を加える。

第3条第1項第1号中「前年中の合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額をいう。以下同じ）」を加え、同項に次の3号を加える。

- (4) 条例附則第47条第1項第1号に該当する場合、同一世帯に属する被保険者の保険料の全額を減免する。
- (5) 条例附則第47条第1項第2号に該当する場合、次の表1に定めるところにより算出した対象保険料（減免の対象とする保険料をいう。以下同じ。）の額について、次の表2に定める割合を減免する。ただ

し、次のアからウまでのいずれにも該当する場合に限る。

ア 事業収入等（条例附則第47条第1項第2号に規定する事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入をいう。以下同じ。）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【表1】

○対象保険料の額 = $A \times B / C$
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料の額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(6) 前号において、事業等の廃止又は失業により事業収入等が減少すると見込まれる者については、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を減免する。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「者」を「場合」に、「割合」を「額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項第4号から第6号までの規定の適用に当たっては、条例附則第47条第1項第1号及び第2号の主たる生計維持者は、減免を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主とする。ただし、世帯主がこれらの規定に該当しない場合は、当該世帯の世帯員である被保険者を主たる生計維持者とすることができる。

3 第1項第4号から第6号までの規定により保険料の減免を行う場合の対象保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

第3条に次の1項を加える。

5 第1項各号の規定による減免の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第4条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第18条第2項ただし書のやむを得ない事情は、療養、刑事施設への拘禁その他これらに準ずる事情とする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年3月28日告示第4号）第3条の規定は、令和2年2月1日以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料について適用する。